

3編 まちづくり

12章 都市とアメニティ

岡林 隆敏

はじめに

アメニティ (amenity) が日常的に使われるようになったきっかけは、1977年(昭和52年)のOECD(経済協力開発機構)による『日本における環境政策』に関する報告による。この報告では、「日本政府は数多くの公害防除の戦闘を勝ち取ったが、環境の質を高めるための戦争ではまだ勝利を治めていない」と指摘された。

戦後、40年間で急激な成長したわが国では、一気に農村型社会から都市型社会へと変化した。この間に都市型社会に対応した都市基盤や生活環境を整備する必要があったが、それらが十分に整わないまま、わが国の都市では様々なひずみを抱えて現在に至っている。都市災害、公害、住みにくい生活環境について、個別的に克服した点もあるが、まだ住みやすい生活環境になったとはいえない。このような都市の生活環境の獲得のために、多様な市民運動が展開され、また先進的な自治体ではさまざまな施策が実施されている。

生活の質、快適性、住みよさなどを表わす考え方がアメニティである。これまでハードな都市基盤の整備に片寄った都市建設に対して、潤いある都市空間、潤いある水辺、住みよさなどの考え方、すなわち、アメニティを考えた都市の見直しがされようとしている。

1節 アメニティについて^{1)・2)・3)・4)}

1. アメニティとは

私達の生活する空間は、災害や公害により生命を脅かされたり生活に支障が

生じることのない、最低限の条件を満足しなければならない。さらに、豊かな生活を過ごすためには、快適な生活ができる環境が整備されなければならない。特に、近年の都市化の進展により、自然環境、歴史的環境ばかりではなく、身近な生活環境の悪化が問題になってきている。わが国では、欧米から近代的な都市計画を学んだが、近代国家建設を急ぐあまり、社会の基盤整備に重点を置き、市民の生活のし易さのような視点は置き去りにされてきたようなところがある。高度成長期以降の全国の都市化の進展により、身近な生活環境の悪化が加速度的に進んだ。豊かになった現在、これまでの開発中心の街づくりから、生活の快適さ（アメニティ）を目指した街づくりが、市民や行政の手で進められている。

アメニティの考え方は、18世紀の後半、産業革命を行なったイギリスにおいて、都市への人口集中が進む中で、労働者の劣悪な住居環境を改善する考え方として確立されてきたとされている。このような歴史を通して、都市計画の基本的な考え方として、「住み心地よさ」の考え方が定着する。このようなアメニティは、『市場価格で評価し得ないものを含む生活環境であり、自然、歴史的文化財、町並み、風景、コミュニティの連帯、人情、広域公共サービス（教育、医療、福祉、犯罪防止）、交通の便利さのようなもの』を内容としている。

2. アメニティ形成のために^{6)・7)}

イギリスにおけるアメニティの形成には、行政と市民の長い歴史がある。1909年の都市計画法では、都市計画の策定が、望ましい衛生状態、アメニティ、利便性の確保という全体的目標の関連の中でなされるべきであるとされている。このように、都市計画策定においては、アメニティが主要な核となっている。

他方、これを補完する形で、市民の側からアメニティを確保する運動が続けられて、それらの運動が、ナショナルトラストやシビックトラスト結成に結びついている。ナショナルトラストは、住民の自発的な募金により、自然環境と歴史的環境を買い取り保存活用する非営利の法人である。1959年、都市環境の保全と改善を目的として、全国組織であるシビックトラストが設立されている。

わが国でも、わが国の歴史と風土に根ざした、ナショナル・トラスト運動が進められている。

2節 アメニティの要素とアメニティ形成に向けて

1. アメニティの構成要素

わが国のこれまでの都市計画の施策の中で、アメニティの考え方が定着しなかった。しかし、これからの私達の住む地域は、快適な住みやすい空間にしていく必要がある。アメニティを構成している要素について、これまで、提案されている事例を紹介しよう。

住みやすさの条件⁵⁾として、要因を上げると次のようになる。

1) 住みやすさの基礎的条件

- a) 阻害要素 災害、公害、衛生性、安全性、犯罪
- b) 不足要素 住宅、生活環境施設、基盤施設、交通機関のアクセス
- c) 保全要素 歴史・文化財、緑地、景観

2) 歴史と文化の条件

- a) 都市魅力
- b) 歴史的な都市形成による都市の個性
- c) 都市のわかりやすさ

3) 地域社会の条件

- a) 人づきあい
- b) 地域社会の地域運営能力

2. アメニティ形成の全国的な動き

現在、街の住みやすさすなわちアメニティーを求める動きは全国に広がっている。市民の運動は行政を動かし、各地で様々な施策が実施されている。市民運動としては、次のようなものがある。

- 1) 都会における生活環境としての自然の回復・獲得
- 2) 歴史的町並み保存運動
- 3) 都市の文化の再生

また、行政側からも、各省庁からまちづくりに関係する事業が行なわれている。

- 1) 環境庁 快適環境整備事業
- 2) 国土庁 地方都市整備パイロット事業
- 3) 建設省 都市景観形成モデル事業, 歴史的地区環境整備街路事業
- 4) 通産省 コミュニティーマーケット構想関連事業
- 5) 文化庁 伝統的建造物群保存地区選定

3 節 アメニティを求めて市民と行政の取り組み

1. 長崎市における市民運動の歴史

長崎は、江戸時代の繁栄、居留地の建設、さらに明治時代の近代都市の建設により、他の都市では見ることのできない特異な文化と重層的な歴史的景観を残してきた。長崎市民は、歴史的環境保存の問題については、多くの経験を持っている。長崎市における、市民運動の流れを見てみよう。

1) 東山手居留地景観保存

昭和48年、東山手の大浦天主堂の登り口に、ホテルが建設されることになった。ホテルの建物の高さにより東山手の歴史的景観が破壊されるとして反対運動が起こった。その結果、この建物の高さを制限した。

2) 中島川石橋群とその一帯の風致の保全 行政と住民

写真—1 西日本新聞（昭和63年8月）

は、川沿いの道路建設をめぐり鋭い対立をした。昭和48年、市民は〔中島川を守る会〕を結成。住民の主張が市民の圧倒的支持を受け、最近では行政も運動に理解を示している。10年近い運動の成果で、幅広いまちづくり運動、文化運動がわき起こった。

3) 東山手7棟の洋館保存 東山手に老朽化した洋館が7棟あったが、昭和53年、これを取り壊し、マンションを建てる計画が持ち上がった。市民が、歴史的景観と洋館の保存を求めて計画に反対し、長崎市がこれらの洋館を買収した。その後、7棟の洋館は、修復された。

4) 諏訪荘保存運動 昭和58年、諏訪神社近くの和風建築諏訪荘を取り壊して、マンションを建てる計画が持ち上がった。市民に親しまれた建物の保存と神社周辺の自然景観の保存を求めて、計画の反対運動が起こった。その結果、諏訪荘は保存されることになった。

5) 香港上海銀行保存運動 昭和62年、長崎市は旧香港上海銀行を取り壊し、国際交流会館を建設することを決定した。この建物は、長崎に残された数少ない本格的な洋館であったために、計画の反対運動が起こった。市民は「旧香港上海銀行を守る会」を結成し、多彩な運動を展開して10万人の直接請求署名を集め、計画を変更させた。この建物は、現在、国指定重要文化財に指定されている。このような、市民の自発的な行動により、長崎の歴史的景観や歴史的環境が残されてきた。

2. 長崎市の取り組み

このような市民運動の影響もあり、長崎市は歴史的環境や都市景観については、先見的な施策を行なってきた。歴史的環境と都市景観に関する報告書および施策を紹介しよう

1) 歴史的環境整備街路事業調査

(昭和59年3月)

長崎市出島・南山手地区基本計画策定調査。歴史的遺産を「住区」という面の広がりの中でとらえ歴史的環境の保全と都市基盤施設整備による生活環境の改善の調和をはかるもの。

2) 街並み景観診断調査 長崎市

(県事業、昭和60年3月)

魅力ある生活空間の創造のために、長崎における町並み形成の歴史的概況調査し、町並み景観診断と全体構想の提案したもの。重点地区におけるプロジェクトを提案している。

3) 長崎市景観条例の施行

長崎景観ビジョン（昭和62年3月）、長崎景観マネジメント（昭和63年3月）これらの報告書に基づいて、昭和64年1月、長崎市都市景観条例が施行される。

4) 伝統的建造物群保存地区指定と条例の施行

写真一 2 長崎新聞（平成2年7月）

伝統的建造物群保存対策調査報告書（平成元年3月）、この報告書に基づいて、長崎市伝統的建造物群保存条例が制定された。これまで、洋館の保存問題が様々な市民運動を引き起こしたが、東山手地区と南山手地区の伝統的建造物群が、長崎市により保存されることになった。

5) 歴史的地区環境整備街路事業

東山手地区・南山手地区の歴史的環境整備にあたり、文化的価値の保全と地区生活の充足、観光産業の発展を考えた公共空間の整備の方向を見出し、各種のデザインについての方針を策定するものである。

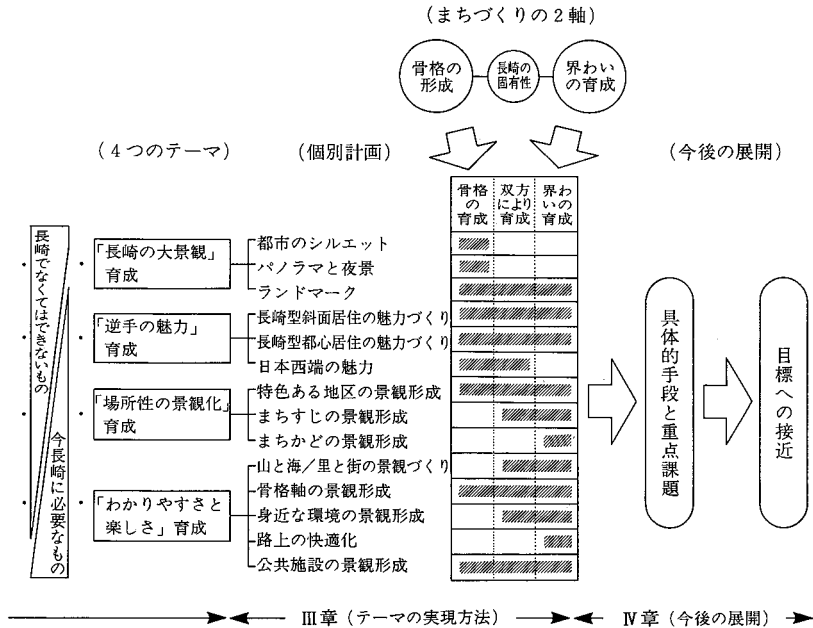
長崎市は、このように長崎市の重層化した歴史的景観を保存し、さらにそれに磨きをかけながら、全国でも進んだまちづくりの施策を行なっている。

4 節 都市景観から見た長崎のアメニティについて

長崎の都市景観は、異国情緒のある特異な景観と高密度に集積した斜面住宅の景観から構成されている。歴史的景観および斜面景観いずれも、市民と行政の弱い調和の上に成り立っており、時代の圧力に抗して持続することは易しくない。

都市の景観は、住みよさの条件、都市の魅力、暮らしに対する創意と工夫などにより守られており、基本的に市民の自発的な活動を基盤にしている。長崎市の都市景観の課題は、「長崎景観ビジョン」(長崎市)の中に、次のように指摘されている。

- ①都市イメージの現状について、再検討が必要。
- ②重層する歴史が埋没しがちな現状について、場所性または物語性の再生という側面からの検討。
- ③斜面居住の対策と工夫の検討。



図一 長崎市の都市景観の課題

- ④高密度居住の対策と工夫の検討。
- ⑤雑然とした景観の現状についての検討。
- ⑥都市改造における景観的配慮の検討。
- ⑦まちのわかりにくさと、奥行き感の検討。

長崎市の都市景観の課題を整理すると、図一1のようになる。

ま と め

この章では、都市アメニティを、市民と行政の競合関係より見てみた。わが国の都市計画の中に、市民の立場に立ったアメニティの概念が定着しているとはいえない状況にある。世界で最も豊かになったと言われる今日、私達が住む環境にとって豊かさとは何かを考える必要がある。アメニティには、様々な視点の切り口がある^{8)・9)・10)・11)・12)・13)}。

長崎市を事例に、市民運動と行政の対応とのダイナミズムの中で、まちは進化することを示した。アメニティの獲得の歴史は、市民の自覚的な提案と行動により実現されてきた。また、市民の提案を検討する行政の柔軟な対応が問われる時代になっている。

最後に、アメニティに関する、本を参考文献に取り上げた。紙面の都合により、長崎市関係の報告書は省略している。

参 考 文 献

- 1) 木原啓吉：暮らしの環境を守る，1992年，朝日選書
- 2) AMR編：アメニティを考える，未来社，1992年
- 3) 宮本憲一：都市をどう生きるか—アメニティへの招待，小学館，1984年
- 4) 丸山元淑：都市アメニティの時代，中央法規，1987年
- 5) ジェリスト増刊総合特集，27号：都市の魅力—創造と再発見，有斐閣，1982年
- 6) シビック・トラスト：プライド・オブ・プレイス，鹿島出版会，1976年
- 7) 木原啓吉：ナショナルトラスト，1992年，三省堂選書
- 8) 宮澤智士編集：町並み保存のネットワーク，第一法規出版，1988年
- 9) 進士五十八：緑のまちづくり学，学芸出版社，1987年
- 10) 三木和郎：都市と川，農山漁村文化協会，1984年
- 11) 細川護熙・中村良夫：景観づくりを考える，技報堂出版，1990年

12章 都市とアメニティ

- 12) 盛岡通：身近な環境づくり，日本評論社，1986年
- 13) 桂坂の会，女の中で見るまち研究会編：女のまちづくり宣言，学芸出版，1989年